

# 令和2年度保育料のお知らせ(地域型保育事業)

大阪市子ども青少年局

## 保育料の決定・変更について

国の無償化により、令和元年10月から3歳児クラス以上、及び0～2歳児クラスの非課税世帯の保育料は無料となっております。

### (1) 保育料の決定・変更方法について

保育料は、保護者の市町村民税額により決定しています。保育料の階層（市町村民税額に基づく保育料の区分）決定の基礎となる市町村民税額の年度は、次のとおりです。

保育料の階層決定と 市町村民税額の関係	令和元年9月～令和2年8月	令和元年度市町村民税額
	令和2年9月～令和3年8月	令和2年度市町村民税額

大阪市などの政令指定都市では、平成30年度分市町村民税から税率が6%から8%に変更されましたが、保育料については引き続き旧税率（6%）で決定いたします。

令和2年1月1日時点で政令指定都市に住居登録されている方が課税資料を確認される際は、「税額控除前所得割額」を6/8にした数値を参考に利用者負担額（保育料）の表をご確認ください。

令和2年1月2日以降に大阪市外より転入された方については、大阪市の課税台帳により市町村民税額が確認できません。また、現行のマイナンバー制度では、確認できない項目があるため、保護者それぞれの転入前の市町村で発行される課税証明書の提出が必要となります。

なお市町村民税額の変更に伴い、9月分以降の保育料に変更がある方については、8月下旬頃に保育料の変更決定通知を送付します。

※ホームページに保育料の試算方法を掲載しております。<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000375347.html>

### (2) 保育料の仮決定について

市町村民税が未申告である等、市町村民税額の情報在本市において把握できない場合、別途課税に関する資料の提出が必要となります。資料の提出が遅れた場合、保育料金額表における最高階層である第23階層として仮決定としますのでご注意ください。

※ 仮決定後に課税に関する資料の提出があり、なおかつ決定内容に変更がある場合は、さかのぼって保育料の変更決定を行います。

## 世帯状況に変更があった場合は必ず届け出してください

保育所等への入所や保育必要時間、保育料等については、入所申請や現況届等として提出された書類等を基に、就労状況や世帯状況、市民税情報等を把握し、決定しています。

そのため、以下のような変更があった場合には、保育必要時間や保育料等を変更することが必要になることもありますので、必ず区の保健福祉センターまで届け出を行ってください。

- (1) 市町村民税が未申告であったが税の申告をしたとき
- (2) 婚姻・離婚等により扶養義務者に変更があったとき
- (3) 世帯状況に変更があったとき（扶養する子ども等が増えた、世帯員が転出した等）
- (4) 支給認定証に記載の認定有効期間中に保育所を退所される時
- (5) さかのぼって市町村民税額に変更（減免・増額）があったとき
- (6) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などの障がい者手帳を取得、廃止されたとき
- (7) 生活保護の受給を開始、停止、廃止されたとき
- (8) 罹災などの不測の事態により保育料が支払困難になったとき
- (9) その他、支給認定変更を希望するとき

(※届出がない場合や届出が遅れた場合、正しい保育料の請求とならず、さかのぼって請求されることもあります。)

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和2年4月以降

（月額、単位：円）

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の令和2年度分(令和2年4月から令和2年8月までの間にあっては令和元年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和2年度分(令和2年4月から令和2年8月までの間にあっては令和元年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000 (0)	0	2,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	0	8,000 (4,000)	0
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500 (0)	0	3,500 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	0	10,000 (5,000)	0
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 (0)	0	5,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	0	11,700 (5,850)	0
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000 (0)	0	6,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	0	13,800 (6,900)	0
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	0	7,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	0	15,500 (7,750)	0
第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第9	8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第10	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	0	9,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第11	77,101円以上 79,000円未満	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0	
第12	79,000円以上 97,000円未満	24,900 (12,450)	0	24,700 (12,350)	0	
第13	97,000円以上 115,000円未満	28,300 (14,150)	0	27,900 (13,950)	0	
第14	115,000円以上 133,000円未満	32,700 (16,350)	0	32,300 (16,150)	0	
第15	133,000円以上 169,000円未満	39,400 (19,700)	0	39,000 (19,500)	0	
第16	169,000円以上 211,201円未満	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0	
第17	211,201円以上 217,000円未満	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0	
第18	217,000円以上 256,000円未満	50,700 (25,350)	0	50,100 (25,050)	0	
第19	256,000円以上 301,000円未満	53,000 (26,500)	0	52,400 (26,200)	0	
第20	301,000円以上 358,000円未満	59,200 (29,600)	0	58,600 (29,300)	0	
第21	358,000円以上 397,000円未満	61,700 (30,850)	0	61,100 (30,550)	0	
第22	397,000円以上 432,901円未満	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0	
第23	432,901円以上 536,000円未満	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0	
第24	536,000円以上	70,600 (35,300)	0	70,000 (35,000)	0	

※表下段の（）内の額は多子減免2人目の金額です

## 左表（注）

- 1 保護者等とは、子どもと生計を一にしている(注1)父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最大の収入を得ているものに限り、）をいいます。  
ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最大の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
- 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
- 4 3歳未満児、3歳以上児の区分は、令和2年4月1日における年齢によるものとします。
- 5 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の（ ）内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。きょうだいの数え方は6ページを参照してください。
- 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 7 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯をいいます。
  - ① 身体障がい者手帳の交付を受けた者
  - ② 療育手帳の交付を受けた者
  - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ④ 特別児童扶養手当の支給対象児
  - ⑤ 国民年金の障がい基礎年金等の受給者

### （注1） 生計を一にするとは…

生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。現にご一緒にお住まいである場合のほか、児童手当の支給対象となる子ども、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者などは生計を一にするのみならず、また、勤務・就学・療養等によりご一緒に住んでいない場合でも、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費などの送金をしている場合は生計を一にするのみならず、同居を要する場合があります。

## 保育料のお支払いについて

地域型保育事業所については、事業所が保育料を徴収することとなります。保育料のお支払い方法や納付期限等は各事業所により異なりますので、詳細については、入所している事業所へ直接ご確認ください。

## 延長保育利用料

保護者の多様な就労形態に対応するため、事業所によっては時間を延長してお預かりします。（延長保育といいます。）延長保育を実施している事業所に入所されている方で、延長保育を利用される場合は、延長時間に応じた利用料が別途必要です。詳細については各事業所へお問い合わせください。

### ■利用料（月額）

標準 利用料 (月額)	1時間延長	2,900円
	2時間延長	5,900円
	3時間延長	6,800円

### ■利用料（日額）

1時間延長	300円
2時間延長	600円
3時間延長	700円

## きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）

同一世帯に2人以上の小学校就学前の子どもが**保育施設等**(注2)を利用している場合は、年長順で1人目の子どもの保育料は保育料金額表の上段の金額、2人目の子どもの保育料は下段の( )内の金額(上段の金額の半額)が適用され、3人目以降の子どもについては無料となります。

また保育料金額表の第2階層～第8A階層(ひとり親世帯等は第9階層まで)の世帯については、保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とします。

### 【多子軽減の対象となる子どもの数え方】

	例1			例2		
	世帯状況	第8A階層までの世帯の場合	第8B階層以降の世帯の場合	世帯状況	第8A階層までの世帯の場合	第8B階層以降の世帯の場合
第1子	小学校就学以上	1人目	対象外	小学校就学以上	1人目	対象外
第2子	保育施設等利用 3歳児	2人目	1人目	在宅児等(注3) 3歳児	2人目	対象外
第3子	保育施設等利用 1歳児	3人目(無料)	2人目(半額)	保育施設等利用 1歳児	3人目(無料)	1人目(全額)

(注2) 保育施設等とは…

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援・医療型児童発達支援、企業主導型保育事業、居宅訪問型保育事業です。

(注3) 在宅児等とは…

上記で示した保育施設等以外の施設(認可外保育施設等)を利用している児童や在宅児等を示す。

## ひとり親世帯等(ひとり親、在宅障がい児(者)世帯等)の負担軽減

保育料金額表の第2階層にあたるひとり親世帯等については、保育料が無料となります。また第3階層～第9階層までのひとり親世帯等についても保育料が階層区分に応じて軽減されています。

なお第3階層～第9階層までのひとり親世帯等については、保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とし、かつ、2人目以降の子どもの保育料は無料となります。

(例) 1人目小学校就学以上、2人目保育所入所(第9階層のひとり親世帯等) → 保育料は無料となります。

※ 第10階層～第23階層については、ひとり親世帯等の負担軽減は適用されません。

## 未婚のひとり親への保育料の軽減

未婚のひとり親世帯については、保護者の市町村民税所得割額から更なる税額の控除(寡婦(夫)控除のみなし適用)を行い、保育料を決定します。

**対象者** 婚姻によらないで母(父)となり、その後現在も婚姻をしておらず、子どもを扶養している方  
ただし、下記に該当する方は対象外とします。

▶ 事実上、婚姻と同様の関係の状態にある者がいる方

**手続き** 利用されている保育所のある区の保健福祉センターに、次の①～②の書類をご提出ください。

① 異動届兼支給認定変更申請書

② 次のいずれかの書類

- ・申請者及び当該保育を受ける児童の戸籍全部事項証明書(戸籍抄本)
- ・児童扶養手当証書(写)又は児童扶養手当支給停止通知書(写)

## その他の保育料の軽減

次の場合は、区の保健福祉センターに手続きすることで、保育料が軽減されることがあります。

詳しくは区の保健福祉センターまでお問い合わせ下さい。

- ・市町村民税の減免を受けた場合
- ・扶養義務者が減少した場合
- ・その他、生活保護の受給開始、罹災など不測の事態により保育料の支払が困難になった場合など